

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	総合政策課	整理番号	3-3
許認可等の種類	不動産鑑定業者の登録換え			
根拠法令条例等・条項	不動産の鑑定評価に関する法律第26条第1項			
許認可等の概要	国土交通大臣又は他の県知事より不動産鑑定業者の登録を受けている者が、事務所の移転等をした場合の本県への登録換え			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】 不動産の鑑定評価に関する法律第22条～第26条(別紙) 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第27条～30条、第32条～第34条(別紙)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	不動産鑑定業者の更新の登録の審査期間に準拠 【参考】不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第27条 第二十七条 法第二十二条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、有効期間満了の日前三十日までに登録申請書を提出しなければならない。			